

## 令和7年第5回土佐町農業委員会

1. 開催日時 令和7年5月28日 午前9時00分～9時5分
2. 開催場所 土佐町役場2階会議室
3. 出席委員 (10名)  
1 千頭健司・2 川井由紀・5 田岡博之・6 西峰昭江・7 矢野公彦・  
8 近藤秀幸・9 川村寿一・11 西村美佐江・12 仁井田亮一郎・13 和田俊雄
4. 欠席委員 (4名)  
3 川田文明・4 岡林秀明・10 西村尚・14 澤田智則
5. 職務による出席者 事務局長 秋澤雅代 書記 川田書加・上田千紗
6. 議事日程  
議案審議  
第1号議案 農地法第3条による許可申請について

### 7. 会議の次第

事務局:おはようございます。開会にあたり土佐町農業委員会会議規則第5条により、総会の成立に過半数の委員の出席が必要です。本日、欠席の委員は3番川田文明委員、4番岡林秀明委員、10番西村尚委員、14番澤田智則委員の4名です。成立要件を満たしていることを報告します。発言の際は挙手をお願いします。会長が指名しますので、その後発言をお願いします。それでは会長をお願いします。

会長:おはようございます。令和7年第5回土佐町農業委員会総会を開催します。議事録署名人の指名を行います。6番西峰昭江委員、7番矢野公彦委員の2名を指名致しますのでよろしくをお願いします。続きまして議案審議に入ります。第1号議案農地法第3条による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局:次第を1枚めくっていただいたら表がありますので、ご覧ください。

第1号議案農地法第3条による許可申請について説明します。3条の許可は農地を農地のまま所有権や賃借権などの権利を設定するもので、農業委員会が許可をだす権限を持ちます。許可の要件としましては、「取得農地を含むすべてを効率的に耕作すること」「法人は農地所有適格法人に限る」「取得後の農作業に常時従事すること」「周辺地域の農業との調和」これらを事務局が総会までに審査し、総会にかけ、委員のみなさんにお諮りします。今回は1件の申請がありました。

事務局:【内容説明】

会長:この件について、ご意見、ご質問はありませんか。

他委員:ありません。

会 長:ないようですので、採決を行います。本件の農地法第3条について許可することに賛成の方の挙手を求めます。

会 長:全員挙手により、本件は許可することに決定しました。以上で議案審議を終了します。

会 長:次回について事務局よりお願いします。

事務局:お手元に黒い鞆があると思います。その中に以前研修会をしたときの資料の最新版を入れてありますので、合間に読んでおいてください。次回は6月27日、金曜日の予定です。現在のところまだ案件は出てきておりませんが、開催の場合は2週間ほど前に開催通知を送ります。

会 長:他にご意見ありませんか。それでは以上で第5回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

土佐町農業委員会長

千頭 健司

議事録署名委員

西峰 昭江

議事録署名委員

矢野 公彦